

あらかわクリーンセンター建替に係る環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 本環境影響評価準備書は、複数のごみ処理方式を併記する形で作成されているが、環境影響評価書の作成に当たっては、決定されたごみ処理方式に基づく具体的な設計及び排出諸元を用いるとともに、施設の運転計画を詳細に記載すること。また、環境保全措置を含めた評価の内容並びに事後調査の必要性及び内容についても、改めて検討すること。
- (2) 本事業は公設民営の方式により実施されるものであるが、環境への負荷低減を最優先した運営を行うこと及び環境保全措置を実施することについて、福島市の責務を明らかにすること。
- (3) 対象事業実施区域は中心市街地に比較的近く、また、環境配慮を必要とする養護老人ホーム等の施設が近接していることから、事業実施に伴う影響ができる限り回避・低減されるよう十分配慮すること。また、環境監視結果を広く公開するための方策についても検討すること。
- (4) 環境保全措置については、環境への負荷低減の観点から、実行可能な技術導入の検討経過を含め、内容を具体的に示すこと。また、その効果をできる限り定量的に示すこと。
- (5) 工事中又は供用開始後に、環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
- (6) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で、必要な措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) 造成等の施工に伴う粉じん等については、環境保全措置の効果を具体的に示すとともに、工事が行われない日曜・祝日・夜間における飛散防止策も検討し、必要に応じ、環境保全措置を講じること。
- (2) 騒音については、現況調査結果並びに予測及び評価結果を踏まえ、影響要因を適切に把握し、周辺環境への影響ができる限り回避・低減されるよう努めること。

3 水環境について

- (1) 工事に先行して設置される沈砂槽については、対象事業実施区域の土質及び当該地域の降雨量を踏まえ、十分な容量を確保すること。また、下流への影響ができる限り低減されるよう水質及び水量の管理を適切に行うこと。
- (2) 施設の稼働における水質の予測及び評価に当たっては、水生生物を保全する観点からアンモニア性窒素、亜鉛などの物質による影響についても考慮すること。
- (3) 廃棄物運搬車両の洗車設備からの排水については、排水の特性に適した処理施設で処理することが適当であると考えられ、周辺環境に及ぼす影響について、当該処理に基づく予測及び評価を行うこと。
- (4) 対象事業の実施に当たり地下水を使用していることから、揚水量を明らかにし、必要に応じ、周辺井戸の地下水位に及ぼす影響について、予測及び評価を行うこと。

4 自然環境について

希少な動植物の生息又は生育が新たに確認された場合は、専門家の指導、助言を得ながら事業による影響が最小限となるよう、適切な環境保全措置を講じること。

5 景観について

- (1) 煙突から排出される白煙の状況について、具体的に記載するとともに、必要に応じ、景観の予測及び評価に反映させること。
- (2) 計画施設の外観、意匠及び色彩については、検討経過を明らかにするとともに、周辺の景観要素との調和に十分配慮すること。

6 廃棄物等について

施設の稼働に伴い発生する溶融スラグについて、有効利用の現状及び今後の見通しを示し、環境保全措置の確実性を明らかにすること。

7 その他

- (1) 環境影響評価書の提出に当たっては、決定されたごみ処理方式に基づき作成した案について、知事と事前に十分協議すること。
- (2) 上記1から6の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。